

○恵那市地域自治区条例

平成30年12月25日条例第42号

恵那市地域自治区条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域の自主自立による地域自治力の向上を図るため、第3条の区域ごとに地域自治区を設置することとし、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理念)

第2条 地域自治区は、自立した地域社会の実現と地域自治力の向上を図るため、自らが地域課題の解決に向けて多様な主体と情報を共有し、連携しながら、地域の特性を生かしたまちづくり活動を推進し、豊かな地域社会の実現を目指すことを基本とする。

(地域自治区の名称及び区域)

第3条 地域自治区の名称及び区域は、別表第1のとおりとする。

(地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域)

第4条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(地域自治区の役員)

第5条 地域自治区に会長、副会長及び若干の役員を置く。

(地域自治区運営協議会の設置)

第6条 地域自治区に地域の運営に関して中間支援的な役割を担い、地域の意見を市政に反映させるために協議する地域の意思決定機関として地域自治区運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会の名称並びに構成員及びその任期はそれぞれの地域自治区の定めるところによる。

(運営協議会の役割等)

第7条 運営協議会は、地域の多様な主体と調整を図りながら総合的かつ包括的にまちづくり活動を行うために次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域計画の策定と進行管理に関する事項
- (2) 地域計画の目標達成のための企画、立案等に関する事項
- (3) 地域内各種団体の連携調整及び活動支援に関する事項
- (4) 学習機会の提供及びまちづくり活動の調査研究に関する事項
- (5) 複数の地域自治区間での連携調整に関する事項
- (6) 情報の発信と収集
- (7) 市からの交付金、補助金等の適正な執行管理に関する事項
- (8) その他地域自治区の運営に関して必要な事項

2 運営協議会は、必要と認める事項について協議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

3 市長その他の市の機関は、前項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域自治区の事務所の長)

第8条 地域自治区の事務所の長は、事務職員をもって充てる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(恵那市地域自治区条例の廃止)

2 恵那市地域自治区条例(平成17年恵那市条例第9号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

名称	区域
大井地域自治区	恵那市大井町の区域
長島地域自治区	恵那市長島町の区域
東野地域自治区	恵那市東野の区域
三郷地域自治区	恵那市三郷町の区域
武並地域自治区	恵那市武並町の区域
笠置地域自治区	恵那市笠置町の区域
中野方地域自治区	恵那市中野方町の区域
飯地地域自治区	恵那市飯地町の区域

岩村地域自治区	恵那市岩村町の区域
山岡地域自治区	恵那市山岡町の区域
明智地域自治区	恵那市明智町の区域
串原地域自治区	恵那市串原の区域
上矢作地域自治区	恵那市上矢作町の区域

別表第2(第4条関係)

区分	事務所の名称	事務所の位置	事務所の所管区域
大井地域自治区	恵那市役所	恵那市長島町正家一丁目1番地1	大井地域自治区の区域
長島地域自治区	恵那市役所	恵那市長島町正家一丁目1番地1	長島地域自治区の区域
東野地域自治区	東野振興事務所	恵那市東野1342番地1	東野地域自治区の区域
三郷地域自治区	三郷振興事務所	恵那市三郷町佐々良木1839番地4	三郷地域自治区の区域
武並地域自治区	武並振興事務所	恵那市武並町竹折1059番地36	武並地域自治区の区域
笠置地域自治区	笠置振興事務所	恵那市笠置町姫栗10番地2	笠置地域自治区の区域
中野方地域自治区	中野方振興事務所	恵那市中野方町1802番地1	中野方地域自治区の区域
飯地地域自治区	飯地振興事務所	恵那市飯地町68番地1	飯地地域自治区の区域
岩村地域自治区	岩村振興事務所	恵那市岩村町545番地1	岩村地域自治区の区域
山岡地域自治区	山岡振興事務所	恵那市山岡町上手向1228番地1	山岡地域自治区の区域
明智地域自治区	明智振興事務所	恵那市明智町843番地1	明智地域自治区の区域
串原地域自治区	串原振興事務所	恵那市串原3146番地3	串原地域自治区の区域
上矢作地域自治区	上矢作振興事務所	恵那市上矢作町漆原44番地2	上矢作地域自治区の区域